

学部新生・新編入学生(日本人学生・私費外国人留学生)用

※ただし、日本学生支援機構給付奨学金(新制度)に申請予定のない者に限る。

# 2024(令和6)年度 入学料徴収猶予のしおり


書類提出期間：

入学料徴収猶予	<p style="text-align: center;"><b>入学手続期間中</b></p> <p>※郵送の場合は、必ず、<b>入学手続書類に同封</b>してください。 ※申請する場合は、<b>入学料は納付しない</b>でください。 ※こちらのしおりに掲載している申請書では、「入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合」に該当する者、及び、経済的理由により徴収猶予を希望する者のみ申請できます。 <b>上記に該当しない者、日本学生支援機構給付奨学金の申請者・採用候補者・申請予定者</b>は、入学料徴収猶予の申請はできません。「2024(令和6)年度 入学料免除・前期分授業料免除申請のしおり」に記載している申請書により入学料免除の申請をしてください。</p>
---------	---

※入学料徴収猶予の申請は、入学手続時のみの受付となります。

◆書類提出期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しません。

入学手続期間中に提出できなかった書類がある方は、下記の期間に提出してください。

入学料徴収猶予	<p><b>【提出受付期間】4月4日(木)～11日(木)</b> <b>【受付時間】8:30～17:00</b> <b>【場所】幸町キャンパス 学生生活支援課</b></p> <p>※上記期間でご都合のよい日時に学生証(入学時に配布します)、確認票B(申請者控)、未提出の不備書類を持参してお越しください。 ※申請内容(家族の転職状況等)について確認しますので、<b>新生(申請者)が提出書類の説明をできるよう準備</b>してください。 ※上記期間内に提出が難しい場合は、期間内に必ず連絡してください。</p> 
---------	---

免除に関する問合せ 書類提出先	〒760-8521 高松市幸町1-1 香川大学 学生生活支援課 TEL: 087 (832) 1163, 1398 FAX: 087 (832) 1170
授業料口座引落関係の問合せ	香川大学 経理課 TEL: 087 (832) 1086



香川大学

## ★注意事項

1. 申請者（学生）は、このしおりを熟読の上、申請に必要な書類及び関連する証明書等を取り揃えて、指定された期間内に提出してください。
2. 申請書類は、不備がないかを確認の上、申請者本人の持参又は郵送により提出してください。  
※書類提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
3. 家計基準、学力基準を基に選考しますので、申請を行えば、必ず徴収猶予になるというものではありません。
4. 申請の取り下げは、申請者本人からの申し出があった場合についてのみ、これに応じます。学資負担者（父母等）が申請を取り下げようとする場合は、申請者本人を通して申し出てください。
5. **2024年3月31日までに入学を辞退する場合、又は申請を取り下げる場合は、未納の入学料は必ず納付していただきます。**  
※納付がない場合は、入学辞退及び申請取下げは許可されません。

## 目次

入学料徴収猶予申請ができる者	P.1
申請から結果通知までの流れ	P.2
提出書類	P.3
提出書類の準備の前に	P.4～6
A：全員が提出する書類	P.7
収入状況の確認書類	P.8
収入状況についての提出書類確認シート	P.9
B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類	P.10
独立生計者・私費外国人留学生に係る提出書類	P.11
家計基準・学力基準	P.12

### <様式等>

以下の様式はホームページに掲載していますので、必要なものをプリントアウトして提出してください。

#### ○全員が提出する書類

確認票 A(大学提出用)・B(申請者控)

申請書

家庭調書

(様式1) 奨学金受給状況申立書

#### ○必要に応じて提出する書類

様式2～様式13

貼付台紙

様式や貼付台紙が足りない場合は、コピーして使用してください

## 入学料徴収猶予申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、入学料の徴収を猶予することがあります。

※ただし、日本学生支援機構給付奨学金（新制度）の申請者・採用候補者・申請予定の者は入学料徴収猶予に申請できません。

- (1) 経済的理由によって納付期限（入学手続期間）までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 2023年4月から入学手続までの間において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると学長が認める者

**※あくまで徴収猶予ですので、入学料を別に指定する期日までに納入しなければなりません。**

ただし、次の者については選考の対象外です。

- (1) 申請に必要な書類を指定された期日までに連絡なく提出しなかった者
- (2) 家計の状況の確認や追加書類が必要になるために本学から申請者へ連絡（電話またはメール）したが、連絡がとれずに家計状況が確認できなかったり必要書類が揃わなかったりした場合

指定された期日までに提出が難しい場合は、期日までに学生生活支援課へ連絡してください。ただし、延長を繰り返す、大幅に遅れる場合は選考に支障を来しますので、審査の対象とすることはできません。  
また、大学から着信、メールが届いたら必ず対応してください。

## 申請から結果通知までの流れ

### 1. 書類提出

- ・書類提出期間は表紙を参照してください。**提出期間を過ぎた場合は受理しません。**  
また、入学手続期間中に提出できない書類がある場合は、入学後、しおりの表紙に記載されている期間内に提出してください。

### 2. 追加書類及び提出書類等の内容の確認について

- ・書類の内容や家庭の状況について確認をするために、大学から申請者に連絡をすることがありますので、表紙の学生生活支援課の電話番号を登録しておいてください。また、申請者が提出書類の説明を出来るようにしておいて下さい。  
なお、連絡がとれなかったことにより、家庭の状況を確認できない、追加書類が提出できなかった等の場合は、審査対象外となります。

### 3. 選考

- ・選考は、「家計基準」と「学力基準」により判定します。(P.12 参照)

### 4. 結果通知

入学料徴収猶予	<p>10月下旬頃（予定）に、選考結果通知用封筒にて通知します。</p> <p>○徴収猶予不許可の者は、<b>通知日から14日以内</b>に、所定の額を納付してください。</p> <p>○徴収猶予許可の者は、<b>2025年2月末日まで</b>に、所定の額を納付してください。</p>
---------	--

※結果の通知があるまでは、入学料の徴収は猶予されますので、納付しないでください。

※結果の通知があるまでに、退学・休学する場合は、必ず、学生生活支援課まで申し出て下さい。

## 提出書類

P.4～11 に記載の事項を熟読し、提出期限厳守の上、必要な書類を提出してください。書類不備の場合は、**選考の対象外**となることがあります。

※本申請は、2024年4月1日の状況についての申請となります。  
書類提出後、4月1日までに申請内容に変更があった場合は、**ただちに申し出てください。**

※2024年4月1日の職業（勤務先）が未定の者については、その旨の申立書（様式10）を提出してください。（例：就職しているか無職か未定、私立大学生か予備校生か未定、等）

※各様式にも説明文があります。必ず確認の上、提出してください。

- ① **提出書類の準備の前に** (P.4～6) を読み、家族の状況等について確認する  
↓
- ② **A：全員が提出する書類** (P.7～8) の資料を揃える  
↓
- ③ **収入状況についての提出書類確認シート** (P.9) で確認をする  
↓
- ④ **B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類** (P.10) の資料を揃える  
(独立生計者・私費留学生の場合、P.11の資料も揃える)  
※独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。  
↓
- ⑤ 準備した書類を、**確認票A、Bにある順番通りに並べて**申請期間内（**期限厳守**）に提出する

※提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※書類はマイナンバーの記載がないものを提出してください。

※発行時期等により、提出期限までに間に合わない書類については、入手され次第、直ちに提出してください。

※提出された書類は、入学料徴収猶予の選考業務のために利用し、本人の同意なしにその他の目的には利用しません。

## 許可の取り消し

※入学料徴収猶予を許可された者で、申請書類の記載事項に、**虚偽の事実、もしくは記入漏れがあること等が判明した場合、または申請の理由が消滅した場合**は、徴収猶予の許可を取り消す場合があります。この場合は、**徴収猶予された入学料の額**を、直ちに納付しなければなりません。



## 2. 世帯の構成員が「就学者」に該当するかどうかを確認する

就学者とは、以下①又は②のいずれかの学校に在学している者です。

- ①小，中，高，高専，大学（大学院，専攻科，別科を含む。放送大学については，全科履修生，特科生に限る。），特別支援（盲・ろう・養護）学校
- ②専修学校（高等課程，専門課程）

※本申請では，各種学校（**予備校，職業訓練校**，防衛大学校他）及び専修学校（一般課程）に在学している者は，「**就学者**」とみなさず，「**就学者を除く家族**」とみなします。

※家計支持者が定職に就きながら就学している場合（夜間や通信の学校等）は，「就学者」及び「就学者を除く家族」両方に該当します（家庭調書の両方の欄に記入します）。

## 3. 「家計支持者」の近年の就職・退職等について確認する

- ①「家計支持者」の2023年1月1日以降の就職，退職，雇用形態の変更，開業，廃業等の有無について確認してください。
- ②「家計支持者」の2024年4月1日現在の職業，勤務先について確認してください。
- ③転職等について知らされていない場合や，パートの状況（始めた／辞めた）を知らされていない場合もあるため，必ず家計支持者に確認してください。

※書類提出の際に事務担当者から確認することがあるため，申請者本人（学生）が家計支持者の近年の就業状況について説明できるようにしてください。

複雑で説明が難しくなる場合は，近年の経歴のメモ等を添えても構いません。

※源泉徴収票で，2023年中の就職・退職を確認できる場合があります。（次ページ参照）

源泉徴収票だけでは確認できないこともあるので，必ず家族にも確認してください。

## 令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所	(受給者番号)										
		(個人番号)										
		(役職名)										
氏名 (フリガナ)												
氏名												
種 別		支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額			所 得 控 除 の 額 の 合 計 額		源 泉 徴 収 税 額		
		内 千 円			千 円			千 円		内 千 円		
控 除 対 象 配 偶 者 の 有 無 等		配 偶 者 特 別 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配 偶 者 を 除 く。)					16歳未満 扶 養 親 族 の 数	障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く。)		非 居 住 者 で 有 る 親 族 の 数
				特 定		老 人	そ の 他			特 別	そ の 他	
有		従 有		千 円		人	人	人	人	人	人	
内		千 円		千 円		千 円		千 円		千 円		
(摘要)		<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">                 ○○株式会社 R5/0/0退職                  支払○○円 社保○○円 .....             </div>										
生命保険料 の 内 訳		新 生 命 保 険 料 の 金 額		旧 生 命 保 険 料 の 金 額		介 護 医 療 保 険 料 の 金 額		新 個 人 年 金 保 険 料 の 金 額		旧 個 人 年 金 保 険 料 の 金 額		
住宅借入金 等 特 別 控 除 の 額 の 内 訳		住宅借入金等 特 別 控 除 可 能 額		住宅借入金等 特 別 控 除 可 能 額		住宅借入金等 特 別 控 除 区 分 (1回 目)		住宅借入金等 特 別 控 除 区 分 (2回 目)		住宅借入金等 特 別 控 除 区 分 (1回 目)		
控 除 対 象 配 偶 者		(フリガナ) 氏 名		配 偶 者 の 合 計 所 得		国 民 年 金 保 険 料 等 の 金 額		旧 長 期 損 害 保 険 料 の 金 額		円		
控 除 対 象 扶 養 親 族		1 (フリガナ) 氏 名		1 (フリガナ) 氏 名		1 (フリガナ) 氏 名		1 (フリガナ) 氏 名		(備考)		
		2 (フリガナ) 氏 名		2 (フリガナ) 氏 名		2 (フリガナ) 氏 名		2 (フリガナ) 氏 名				
		3 (フリガナ) 氏 名		3 (フリガナ) 氏 名		3 (フリガナ) 氏 名		3 (フリガナ) 氏 名				
		4 (フリガナ) 氏 名		4 (フリガナ) 氏 名		4 (フリガナ) 氏 名		4 (フリガナ) 氏 名				
未 成 年 者		外 国 人		死 亡 退 職 者		災 害 者		乙 欄		本人が障害者 特 別 所 属 者		
										中途就・退職 就 職 退 職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日		
(税務署提出用)		支 払 者		個人番号又は 法 人 番 号		住所(居所) 又 は 所 在 地		氏 名 又 は 名 称		(源泉徴収票での中途就職・退職確認方法)		
整 理 欄		375										

※2024年4月1日の職業(勤務先)が未定の者については、その旨の申立書(様式10)を提出してください。(例:就職しているか無職か未定、私立大学生か予備校生か未定、等)

以上を必ず書類準備の前に確認してください



## A：全員が提出する書類

	提出書類	留意事項
1	確認票A, B	○ 受験番号・氏名・携帯TEL(携帯がない場合は自宅TEL)を記入後、本人チェック欄に○印を付けて、A・Bともに提出(郵送の場合はA票のみで構いません)
2	申請書	○ 記入要領を参照し、4月1日現在の状況(見込みを含む)について申請者本人が記入
3	家庭調書	○ 家計支持者が、世帯の構成員を扶養していることが確認できる書類(被扶養者氏名が記載されているもの)を提出。(4月1日時点で勤務している職の源泉徴収票等)用意できない場合は、様式10申立書を提出。
4	奨学金受給状況申立書 (様式1)	○ 申請者が2024年度に受給する(受給予定の)奨学金について記入。奨学金受給予定がない者も全員提出。 ・ 給付奨学金(返還不要の奨学金)を2023年度に受給していた場合や、2024年度の受給が確定している場合は、証書や決定通知等、受給額及び受給期間がわかるものを添付してください。(コピー可)
5	令和5年度(令和4年分) 所得課税証明書 <u>(記載省略のないもの)</u> (市区町村役場で発行される、令和4年分の所得や扶養者の人数を証明している課税証明書)(コピー不可)	○ 所得の有無に関係なく、家計支持者(原則、父母両方)の所得課税証明書を提出。(主婦、家事手伝い、高齢者、無職者等も必要。) ○ 母子・父子世帯の場合は、父または母と就学者を除く家族全員分が必要。 ○ 次の①～③のいずれかに該当する場合は申請者の所得課税証明書も提出すること。 ①独立生計者の申請者本人、配偶者(独立生計者についてはP.11参照) ②定職を持っている申請者本人 ③年金等の所得がある申請者本人
6	収入状況の確認書類	○ 次ページの書類のうち、家計支持者(原則、父母両方。母子・父子世帯の場合は父または母)が該当する項目の書類全てを提出 ・ P.9の確認シートで書類が揃っているかも確認してください。
7	選考結果通知用封筒	○ 長形3号(120mm×235mm)の封筒に434円分の切手を貼付し、宛先には家計支持者の住所、氏名を記入(独立生計者は、本人の宛先を記入) ・ 封筒の表の左下に、申請者本人の受験番号と氏名を記入 書類提出後、住所の変更等があった場合は、必ず連絡すること。

※ 「5 令和5年度所得課税証明書」と「6 収入状況の確認書類」はどちらも提出してください。  
(例)本人・父(自営業)・母(パート)・父の扶養下にある祖母(年金受給中)の世帯の場合  
「父・母の所得課税証明書」+「父の確定申告書(控)コピー」+「母の源泉徴収票コピー」

※ 独立生計者、私費留学生についてはP.11も参照してください。

※ 4月1日までに申請内容に変更があった場合(家計支持者の就職・転職等)は、直ちに申し出てください。事実が判明した場合、免除を許可された者でも免除の許可を取り消す場合があります。

**収入状況の確認書類**（所得が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。）

(☆)…「コピー可」の必要書類

区分	提出書類	発行機関等	
1 給与所得のある者（パート・アルバイト含む）	給与所得のある者は、次の①～③のうち、該当する書類を提出すること。 ※申請者本人のアルバイト収入については不要。ただし、独立生計者及び定職を持っている場合は必要。 ※パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、「給与等月額証明書」（様式2）を提出（既に退職している場合は不要）		
	①2023(令和5)年1月1日以前に就職した場合	○「令和5年分源泉徴収票」(☆) 以下の場合は「給与等月額証明書」（様式2）を提出してください。 ・源泉徴収票を紛失した場合 ・所得証明書に記載されている令和4年分の給与収入と大きな差額(概ね1割以上の差額)がある場合 ※大きな差額がある場合は理由(令和5年〇月からの就職、業績や景気による収入の増減、勤務時間の増減の反映、等)を余白に記入してください。	4/1現在の勤務先
	②2023(令和5)年1月2日以降に就職・転職した場合	○2024(令和6)年4月1日現在の勤務先の「給与等月額証明書」（様式2） ○2023(令和5)年中の全ての給与収入に関する「令和5年分源泉徴収票」(☆) ○2023(令和5)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」（様式3）	4/1現在の勤務先 2023(令和5)年の勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	③2023(令和5)年1月2日以降に退職した場合	○令和5年分源泉徴収票(☆) ○2023(令和5)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」（様式3） ・退職後に転職、雇用保険受給、無職となった場合は、各欄を参照し該当書類を提出	退職した勤務先 退職した勤務先か本人の申立て
	※確定申告している場合…「令和5年分確定申告書控（第一表・第二表）」[税務署の受付印のあるもの](☆)も提出（インターネットによる申告の場合は、受信通知コピーを提出してください。）		税務署
	※内職及びフリーターの収入状況について…「給与等月額証明書」（様式2）を使用してください。		勤務先
	※休職中の場合…給与支給（見込）証明書、休職証明書、傷病手当金受給額の分かるもの（様式自由）(☆)も併せて提出		勤務先
2 商業 工業 農林業 漁業 } 所得のある者 その他の所得者又は雑所得者 } その他の職業 } 不動産所得（家賃・地代） } 利子・配当 } 雑所得（内職、副業 他）	●確定申告している場合 ○「令和5年分確定申告書（控）（第一表・第二表）」[税務署の受付印のあるもの](☆)（インターネットによる申告の場合は、受信通知コピーを提出） ○青色申告の場合は決算書(☆)、一般申告の場合は収支内訳書(☆)も必ず提出	税務署	
	●市区町村民税・都道府県民税申告をしている場合 ○「令和6年度（令和5年分）市区町村・都道府県民税申告書」(☆)[市区町村役場の受付印があるもの]	市区町村役場	
	●2023(令和5)年1月2日以降に、新規に所得を得ることとなった場合 ●確定申告も市区町村・都道府県民税申告もしていない場合 ○次の①～③のうち該当するものについて、それぞれの必要事項、記入年月日を記載し、署名した「開業届」（様式あり）を提出 ①商工業所得 営業種目、従事者、直近3ヶ月の売上高、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ②農林漁業所得 作付面積・作物種類等、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ③その他の所得又は雑所得 種類、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期	本人の申立て	
	※農業所得のある者で転作奨励金の交付を受けている場合 ○受給金額の分かる証明書(☆)を提出	市区町村役場 農業協同組合	
3 年金・恩給受給者 (原爆健康管理手当を含む)	○「年金支払（振込）通知書」(☆)、「年金額改定通知書」(☆)の、より最新（直近）のもの（源泉徴収票は不可） ○年金受給一覧表（様式13）もあわせて提出してください。 ・複数の年金を受給している場合は、すべての年金について提出 ・ <b>恩給、遺族年金/障害年金/農業者年金/個人年金等も含む</b>	日本年金機構 保険会社等	
4 児童扶養手当受給者	○最新の「児童扶養手当証書」(☆)、「特別児童扶養手当証書」(☆)	市区町村役場等	
5 失業給付金受給者 (受給予定者を含む)	○「雇用保険受給資格者証」（裏表全ページ）又は「失業給付金給付明細書」(☆) ・申請後、2024年4月1日までに就職が決まった場合は、新勤務先の「給与等月額証明書」（様式2）を提出	公共職業安定所	
6 生活保護費受給者 (生活保護世帯)	○申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書又は通知書等(☆) ・期間が1年に満たない場合…支給された金額全てが分かる書類(☆)を提出	都道府県 または市区町村	
7 親戚・知人等から 援助金がある者	○援助の年額がわかるもの（ない場合は援助者が作成し、署名した申立書）		
8 2024(令和6)年4月1日現在 無職の者	○「無職申立書」（様式4） ・「被扶養者となっている配偶者」、「被扶養者となっている障害者」及び「66歳以上の者(2024年4月1日現在)」については、提出不要（ただし、所得課税証明書に収入・所得の記載がある配偶者、障害者は提出） ○2023(令和5)年1月以降に退職した勤務先がある場合、「退職証明書(申立書)」（様式3）を提出	本人の申立て 退職した勤務先か本人の申立て	

## 収入状況についての提出書類確認シート

以下の指示及び質問に沿って書類が準備できているか確認してください。

このシートは簡易的な確認用ですので、P.4～11を熟読の上、必要書類を揃えてください。

**①家計支持者(原則、父母両方。母子・父子家庭の場合は父または母。)の「令和5年度(令和4年分)所得課税証明書」(市区町村役場等で発行)を準備してください。**

※独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者の「所得課税証明書」が必要です。

**以下、家計支持者全員(独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者も含む)について、それぞれ確認してください。**

**②その方は自営業等の商業・工業・農林業・漁業所得、不動産・利子・配当所得がありますか？**

はい 「確定申告書(控)」を準備して ③へ

※確定申告をしていない場合は「市区町村・県民税申告書」等の収入・所得金額の分かるものを準備して③へ

いいえ ③へ

**③その方は給与収入(アルバイト・パート含む)がありますか？**

はい 3-Aへ

いいえ (自営業等での所得も無い場合のみ「無職申立書」を準備して) 3-Bへ

**3-A:その勤務先には2023年1月1日以前から勤務していますか？**

※勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「源泉徴収票」を準備(ない場合は「給与等月額証明書」を準備)し、3-Bへ

いいえ 「給与等月額証明書」を準備し、3-Bへ

**3-B:その方は2023年1月2日以降に退職した勤務先(アルバイト・パート含む)はありますか？**

※退職した勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「退職証明書(申立書)」と、給与(アルバイト・パート収入を含む)を得ていたのが2023年中の場合は「源泉徴収票」を準備し、④へ

いいえ ④へ

**④その方は年金・児童扶養手当等を受給していますか？**

※2024年4月1日から受給される方を含みます。

はい 最新の「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「児童扶養手当証書」等を準備し、⑤へ

いいえ ⑤へ

**⑤下記要件に該当した場合、必要書類を準備し、提出してください**

要件	必要書類	発行場所等
雇用保険の失業給付金を受給中である	「雇用保険受給資格者証(裏表全ページ)」 又は「失業給付金給付明細書」	公共職業安定所
生活保護費を受給中である	申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書・通知書等	都道府県 または市区町村
上記にあてはまらない収入(親戚等の援助、他)がある	1年間の収入額が分かるもの [ない場合は申立書(様式10)]	

上記の収入状況の確認に必要な書類を揃えた後、

P.10～11を確認し、状況に応じて必要な提出書類を添付し提出してください。

## B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

(☆) …「コピー可」の必要書類

区分	提出書類	発行機関等
1 小学校、中学校、高等学校以外の学校の就学者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2024年4月1日以降に発行された在学証明書（コピー不可）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年4月1日以降の証明が必要なため、<b>入学後</b>、速やかに提出</li> </ul> </li> <li>・ 2024年4月以降に発行されたことが確認できれば、学生証や生徒手帳等のコピーでも可</li> </ul>	学校
2 母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「母子・父子世帯申立書」（様式5）</li> <li>○ 就学者を除く家族全員分の令和5年度（令和4年分）所得課税証明書</li> <li>※ 家計支持者（父母等）以外の所得課税証明書も必要になります。勤務時期によっては、家計支持者以外の収入状況の確認書類が必要となることもあります。</li> <li>・ 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合は、受給金額の分かる通知書(☆)</li> </ul>	本人の申立て
3 障害者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳等(☆)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害年金受給の有無を余白に記入してください。</li> <li>・ 障害年金を受給している場合は、受給金額の分かる通知書(☆)</li> </ul> </li> <li>・ 特別児童扶養手当や福祉手当を受給している場合は、受給金額がわかる通知書(☆)</li> </ul>	所轄官庁等
4 最近1年間の療養費自己負担額が10万円以上の長期療養者がいる世帯  ※最近1年間（前期：前年4月～今年3月、後期：前年10月～今年9月）の療養費自己負担額が10万円に満たない場合は対象となりません	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「長期療養証明書」（様式6）</li> <li>※ 長期療養者とは、「申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する者」で、医療費等を支払っている者をいい、療養が終わっている者は該当しない。</li> <li>○ 世帯に該当者がいる場合、次の①～③の書類を添付のうえ提出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 診断書（病名及び申請時を含めた前後6か月以上の期間療養を必要とすることが必ず記載されていること。）（コピー不可）</li> <li>② 支払った医療費等の領収書(☆) ※ 診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出すること。</li> <li>③ 支払った医療費等に対し、附加給付金、生命保険等から補填された金額がある場合は、「長期療養証明書」の該当欄にその金額を記入し、その金額を証明する書類(☆)</li> </ul> </li> <li>● 控除の対象となる費目は、次のとおり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 医師（歯科医師）に対して支払う診療・治療費</li> <li>イ) 病院、診療所への入院費用（食費等を除く）</li> <li>ウ) マッサージ師、はり師、きゅう師、整復師等の治療費</li> <li>エ) 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）</li> <li>オ) 治療又は療養のための医薬品費</li> <li>カ) 病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る）</li> <li>キ) 介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額（食費等を除く）。この場合、「要介護認定・要支援認定等結果通知書」のコピーを添付すること。</li> </ul> </li> </ul>	本人の申立て
5 学資負担者が単身赴任で別居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「学資負担者別居に伴う支払申立書」（様式7）</li> <li>・ 別居先で支払った住居費、光熱水費の<b>支払いを証明できる口座通帳のコピー又は領収書等</b>(☆)</li> </ul>	本人の申立て
6 本人若しくは学資負担者が、2023年4月以降に風水害等の災害を受けた世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「被害状況申立書」（様式8）</li> <li>・ 次の①～⑤の書類を添付のうえ提出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災（罹災）証明書（発行所：市区町村役場）</li> <li>② 家屋等の賃貸契約書・各種契約書</li> <li>③ 家屋等補修見積書 等</li> <li>④ 保険金支払証明書・明細書</li> <li>⑤ 家屋課税台帳登録証明書（発行所：市区町村役場）</li> </ul> </li> <li>・ 被害額欄は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること。（単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。）</li> </ul>	消防署 市区町村 保険会社等
7 学資負担者が、2023年4月以降に死亡した世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の①～③の書類を提出                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 死亡した方が、学資負担者であったことが分かる書類（「所得（課税）証明書」（コピー不可）、「源泉徴収票」（☆）等）</li> <li>② 死亡診断書又は死亡を確認できる書類（除籍謄本等）(☆)</li> <li>③ 遺族年金等の受給金額のわかる通知書(☆) <b>遺族年金の受給がない場合は、その旨余白に記入すること。</b></li> </ul> </li> </ul>	市区町村役場 医療機関
8 不明な部分を明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。</li> </ul>	

A:全員が提出する書類 の他に以下の書類が必要です。

## 独立生計者

独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。  
 両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても、父母等の所得税法上の扶養親族になっている場合や父母等と同居している場合は、独立生計者とは認められません。  
 また、原則として学部学生は認められませんが、父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っていた者等に認められる場合もあります。

○独立生計者の条件（①～④のすべてに該当していること）

- ①本人（配偶者がいる場合は配偶者含む）に年間103万円を超える収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者または今年度、収入（給付奨学金（年額、貸与奨学金は除く）、アルバイト等も含めた総額）が103万円を超える見込みの者  
 または、本人が本学への入学のために退職（休職等）し無収入となった者で就労時の預貯金により生活を行っており、その預貯金残高が103万円を超えている
- ②本人（配偶者を含む）が所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でないこと
- ③本人（配偶者を含む）が本人（及び配偶者）の父母等と別居していること（二世帯住宅等では別居とは認定できません。）
- ④本人（配偶者を含む）が、父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていないこと

	提出書類	該当者	内容	発行機関等
	【全員が出す書類】	申請者本人	確認表A. B, 申請書, 家庭調書, 奨学金受給状況申立書, 選考結果通知用封筒	
1	【独立生計者】免除申請チェックシート(様式11)	申請者本人	独立生計者であるかどうかを確認することに必要(私費外国人留学生は不要)	
2	住民票原本	申請者本人 配偶者 申請者の父母	親世帯と別の住所を確認することに必要	市区役所 町村役場
3	所得課税証明書原本	申請者本人 配偶者	令和5年度(令和4年分)所得課税証明書	市区役所 町村役場
4	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
5	家計状況報告書(様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付する。	
6	保険証のコピー	申請者本人 配偶者	健康保険の扶養からはずれているかを確認することに必要。	
7	父母等の所得税法上の扶養親族でない事が証明出来るもの	申請者の父母	令和5年度(令和4年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> 令和5年分源泉徴収票のコピー 令和5年分確定申告書のコピー ・・・いずれか1枚必要。	市区役所 町村役場 勤務先
8	通帳の写し、預金残高証明書等	申請者本人	退職・休職し預貯金により生活を行っている場合は、氏名と預金残高が103万円以上あることが分かるもの	

## 私費外国人留学生

私費外国人留学生は原則として独立生計者とみなします。

	提出書類	該当者	内容	発行機関等
	【全員が出す書類】	申請者本人	確認表A. B, 申請書, 家庭調書, 奨学金受給状況申立書, 選考結果通知用封筒	
1	住民票原本もしくは在留カードの両面コピー	申請者本人 配偶者	本人確認に必要。	市区役所 町村役場
2	所得課税証明書原本	申請者本人 配偶者	令和5年度(令和4年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> 来日して1年以内の留学生は所得課税証明書が発行されないのその時は提出不要。	市区役所 町村役場
3	収入状況の確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
4	家計状況報告書(様式9)	申請者本人	収入>支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付する。	

## 学力基準

別表1「学業成績」に該当する者

ただし、学部学生のうち、家計支持者が住民税非課税である者については、出身学校長等から「学力等に関する認定書」が得られる場合、上記によらないことができる。

別表1 学業成績

<b>学 部</b>	1年次生	①高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が3.3以上（ただし、日本学生支援機構の特例推薦の基準（学力）で2項目以上に該当する場合は3.0以上）の者 ②高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が得られない者は、所属する学部（学科）の入試成績が上位2/3以内の者 ③香川大学が認める者
----------------	------	---

※編入学した者及び転入学した者の当該年次については、この学力基準は適用しない。  
入学試験に合格したことをもって、学力基準を満たしているものとする。

## 家計基準（目安）

- 免除基準を満たす者は、世帯の年間総所得が、本学の定める収入基準額以内の者です。
- 年間総所得金額は、職業・世帯の構成・通学形態等を考慮するため、一概には言えません。
- 免除は限られた予算の範囲内で行うため、必ずしも許可されるとは限りません。**  
現状として、**免除基準を満たしていても予算の都合により不許可となる学生がいます。**

※ サラリーマン世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で給与所得者が「父親1人」を例とした場合、賞与を含む税込年収が概ね690万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

※ その他の職業の世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で所得者が「父親1人」を例とした場合、必要経費控除後の金額が概ね430万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

# 確認票 A (大学提出用)

学部新入生・新編入生（日本人・私費外国人留学生）用

学籍番号	受験番号	ふりがな	
		氏名	
	電話番号		
	申請種別	■入学料徴収猶予	

○上記太枠の中を記入のうえ、確認票 A を提出してください。  
提出する書類について、本人確認欄に「○」印を付してください。

	申請書類等		本人 確認欄	大学 確認欄	要提出 書類
	No	書類等名			
全員提出	1	申請書			
	2	家庭調書			
	3	奨学金受給状況申立書（様式 1）			
	4	家計支持者の所得課税証明書（記載省略のないもの）			
	5	収入状況の確認書類 （家計支持者について下記 No.7~16 の該当する書類を提出）			
	6	選考結果通知用封筒（ ）通			
収入状況の確認書類	7	給与所得の源泉徴収票			
	8	給与等月額証明書（様式 2）			
	9	退職証明書（申立書）（様式 3）			
	10	確定申告書（第一表，第二表） および収支内訳書，または決算書			
	11	市区町村・県民税申告書			
	12	転作奨励金交付証明書			
	13	各種年金（振込通知書等および様式 13）・児童扶養手当等			
	14	雇用保険受給資格者証			
	15	生活保護証明書			
	16	無職申立書（様式 4）			
該当者が提出	17	兄弟等の在学証明書等 <b>4月1日以降に発行されたもの</b>			
	18	母子・父子世帯申立書（様式 5）			
	19	身体障害者手帳等			
	20	長期療養証明書（様式 6），診断書等			
	21	学資負担者別居に伴う支払申立書（様式 7）			
	22	被害状況申立書（様式 8）			
	23	死亡診断書			
	24	住民票（留学生は「在留カード」の両面の写）			
	25	家計状況報告書（様式 9）（独立生計者，留学生）			
	26	通帳・領収証等			
	27	健康保険証			
	28	申立書（ ）について（様式 10）			
	29	独立生計者免除申請チェックシート（様式 11）			
	30	未提出書類申告シート（様式 12）			

**【学生生活支援課 指示欄】**

- 完結（      月      日）       その他
- 不備書類あり

上記「要提出書類」を早急に揃え、

月      日までに提出してください。

# 確認票B (申請者控え)

学部新入生・新編入生 (日本人・私費外国人留学生) 用

学籍番号	受験番号	ふりがな	
		氏名	
	電話番号		
	申請種別	■入学料徴収猶予	

○上記太枠の中を記入のうえ、確認票 A を提出してください。  
提出する書類について、本人確認欄に「○」印を付してください。

	申請書類等		本人 確認欄	大学 確認欄	要提出 書類
	No	書類等名			
全員提出	1	申請書			
	2	家庭調書			
	3	奨学金受給状況申立書 (様式 1)			
	4	家計支持者の所得課税証明書 (記載省略のないもの)			
	5	収入状況の確認書類 (家計支持者について下記 No.7~16 の該当する書類を提出)			
	6	選考結果通知用封筒 ( ) 通			
収入状況の確認書類	7	給与所得の源泉徴収票			
	8	給与等月額証明書 (様式 2)			
	9	退職証明書 (申立書) (様式 3)			
	10	確定申告書 (第一表, 第二表) および収支内訳書, または決算書			
	11	市区町村・県民税申告書			
	12	転作奨励金交付証明書			
	13	各種年金 (振込通知書等および様式 13)・児童扶養手当等			
	14	雇用保険受給資格者証			
	15	生活保護証明書			
	16	無職申立書 (様式 4)			
該当者が提出	17	兄弟等の在学証明書等 <b>4月1日以降に発行されたもの</b>			
	18	母子・父子世帯申立書 (様式 5)			
	19	身体障害者手帳等			
	20	長期療養証明書 (様式 6), 診断書等			
	21	学資負担者別居に伴う支払申立書 (様式 7)			
	22	被害状況申立書 (様式 8)			
	23	死亡診断書			
	24	住民票 (留学生は「在留カード」の両面の写)			
	25	家計状況報告書 (様式 9) (独立生計者, 留学生)			
	26	通帳・領収証等			
	27	健康保険証			
	28	申立書 ( ) について (様式 10)			
	29	独立生計者免除申請チェックシート (様式 11)			
	30	未提出書類申告シート (様式 12)			

**【学生生活支援課 指示欄】**

- 完結 (      月      日)                       その他  
 不備書類あり

上記「要提出書類」を早急に揃え、

月      日までに提出してください。





# 記入要領

受験番号

学籍番号

## 申請書

西暦 年 月 日

香川大学長 殿

私は、下記の理由により、入学料徴収猶予を申請します。 **提出日を記入する。**

申請者	所属	学 科
	氏名	(申請者本人が署名)
学資負担者*	氏名	(学資負担者本人が署名)
	現住所	〒( )

申請者本人、学資負担者本人が**それぞれ自筆で署名**してください。  
※独立生計者は、学資負担者欄への記入は不要です。

住所は住民票の住所ではなく、**実際に居住する現住所**を記入してください。  
下宿先が未定の場合は、「〇〇市内に下宿予定」等の説明を追記してください。  
※学資負担者の住所が申請者と同じ場合は「同上」でかまいません。  
※申請後、4月1日までに住所が変更になった場合は必ず連絡してください。

\*原則は主たる家計支持者

申請理由

徴収猶予を希望する家庭事情や、その立場から具体的に記入してください

経済的理由 学資負担者の死亡 風水害等の災害 その他 ( )

\*該当する口を一つ、塗りつぶしてください。

申請理由は、**申請者本人の立場から**記入してください。  
記載内容は、申請の基準日(2024年4月1日現在)において、申請するに至った事情、経済的に納付が困難な理由を具体的に記入して下さい。

指導教員等の所見

申請者が私費外国人留学生の場合に指導教員が記入してください。

人物及び学業成績等について、記入してください

**私費外国人留学生**は、指導教員から所見を得てください。  
所見については、エクセル等で入力可です。ただし、エクセル等で入力した場合は氏名は自署としてください。

指導教員等の所属・職名・氏名

受験番号				□で囲んだ枠内は、 大学認定欄のため記入しないでください。	
<b>家 庭 調 査 書</b>					
学籍番号	2	氏 名	カ 氏 名	( 歳)	

	続柄	氏 名		4月1日現在の勤務先①	①の開始年月	給与収入の計 (千円)	給与収入 以外の 所得計 (千円)
		4月1日現在の職業	年齢	4月1日現在の勤務先②	②の開始年月		
就 学 者 を 除 く 家 族	本人		学生		年 月 から	4	5
	父				年 月 から	6	7
	母				年 月 から	8	9
	配偶者				年 月 から	10	11
					年 月 から	12	13
					年 月 から	14	15
					年 月 から	16	17

家計 支持者	(収入状況)											
	給与収入				計 (千円)	給与収入以外の所得						計 (千円)
	給与 (パート含) (千円)	年金・ 手当 (千円)	失業給付金 生活扶助費 (千円)	その他 (千円)		事業 (千円)	農業 (千円)	不動産 (千円)	利子・ 配当 (千円)	雑(内職, その他) (千円)	親戚等 の援助 (千円)	
本人												
父												
母												

※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

本 人	通学区分	学部・研究科	入学年月	奨学金受給					
	※24 1: 自宅 2: 自宅外	学部 研究科	2024年4月入学	受給状況	受給年額(千円)				
				25 (ある場合は1)	26				
就 学 者	続柄	4月現在の在学学校			通学区分	前年度状況			
		氏名 学校名	設置 区分	学校区分		学年	前期 コード	後期 コード	年額
		※27 1: 国立 2: 公立 3: 私立	※28 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学	5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	※29 1: 自宅 2: 自宅外	30	31	32	
		※33 1: 国立 2: 公立 3: 私立	※34 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学	5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	※35 1: 自宅 2: 自宅外	36	37	38	
		※39 1: 国立 2: 公立 3: 私立	※40 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学	5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	※41 1: 自宅 2: 自宅外	42	43	44	
		※45 1: 国立 2: 公立 3: 私立	※46 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学	5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	※47 1: 自宅 2: 自宅外	48	49	50	
		※51 1: 国立 2: 公立 3: 私立	※52 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学	5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	※53 1: 自宅 2: 自宅外	54	55	56	
特 別 控 除	母子・父子世帯	※母無 死別・生別 ( 年 月) ※父無 死別・生別 ( 年 月)			87	0: 非該当 1: 該当			
	障害者のいる世帯	続柄 ( ) 手帳番号 ( ) 続柄 ( ) 手帳番号 ( )			88	人			
	長期療養者のいる世帯	続柄 ( ) 療養期間 年 月 から ※入院・退院・自宅療養 1か月当たり療養費 ( 千円) 続柄 ( ) 療養期間 年 月 から ※入院・退院・自宅療養 1か月当たり療養費 ( 千円)			89	年額合計(千円)			
学資負担者の別居	1か月当たりの住居・光熱水費 ( 千円)			90					
風水害等の災害	被害内容 (被害額 千円)			91					
大 学 認 定	家族数	緑地区分(居住地)	独立生計者	生活保護世帯	学 力				
	92	93	94 0: 非該当 1: 該当	95 0: 非該当 1: 該当	96 1: 適格 2: 不適格				
	申請区分			非課税世帯					
	97 1: 一般 3: 災害 5: 家計	2: 学資負担者死亡 4: 特例災害 6: 学力 7: その他		100 0: 非該当(課税・不明) 1: 該当					
多子世帯 ※子が3人以上の世帯									
101 0: 非該当 1: 該当	103 (子が2人を超える人数)		人						



# 記入要領

※ここに記載した「就学者」「特別控除」については、それを証明する書類が必要です。証明がなければ、事実として認定することができず、書類不備として取り扱うことになります。

※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

就学者	本人	通学区分 ※24 1: 自宅 2: 自宅外	学部・研究科 <b>教育</b> 学部 研究科	入学年月 2024年4月入学	奨学金受給 受給状況 25 (ある場合は1)	受給年(千円) 26	
	続柄	氏名 香川 春子	4月現在の在学学校 設置区分 ※27 1: 国立 2: 公立 3: 私立 放送大学		学校区分 ※28 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	学年 3年	
	前年度状況	通学区分 ※29 1: 自宅 2: 自宅外	前期コード 30	後期コード 31	年額 32		
	兄弟	香川 次朗	設置区分 ※33 1: 国立 2: 公立 3: 私立 〇〇中学校	学校区分 ※34 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	学年 1年	通学区分 ※35 1: 自宅 2: 自宅外	前期コード 36
			設置区分 ※39 1: 国立 2: 公立 3: 私立	学校区分 ※40 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	学年 年	通学区分 ※41 1: 自宅 2: 自宅外	前期コード 48
			設置区分 ※45 1: 国立 2: 公立 3: 私立	学校区分 ※46 1: 小学校 2: 中学校 3: 高校 4: 大学 5: 高専(1~3年) 6: 専修学校(高等) 7: 専修学校(専門) 8: 高専(4・5年)	学年 年	通学区分 ※47 1: 自宅 2: 自宅外	前期コード 49
特別控除	母子・父子世帯	※母無 死別・生別 ( 年 月 ) ※父無 死別・生別 ( 年 月 )		87	0: 非該当 1: 該当		
	障害者のいる世帯	続柄 ( 妹 )	手帳番号 ( 12345678 )	88			
	長期療養者のいる世帯	続柄 ( 祖父 )	療養期間 平成31年 4月から	89	年額合計(千円)		
	学資負担者の別居	1か月当たりの住居・光熱水費 ( 千円 )		90			
	風水害等の災害	被害内容 ( 被害額 千円 )		91			
	大学認定	家族数	92	93	94	95	96
申請区分		1: 一般 3: 災害 5: 家計		2: 学資負担者死亡 4: 特例災害 6: 学力 7: その他		1: 適格 2: 不適格	
多子世帯		101 0: 非該当 1: 該当		100 0: 非該当(課税・不明) 1: 該当			
生活保護世帯		103 (子が2人を超える人数)		人			

就学者(本人)

○通学区分: 該当する番号を○で囲む。  
※私費外国人留学生は「自宅」を選択  
○学部・研究科, 入学年月: 申請者(本人)について記入する。

就学者(兄弟・姉妹等)

○「在学学校」欄は該当する番号を○で囲み, 学年は2024年4月1日現在の学年を記入。「設置区分」「学校区分」「通学区分」の該当する番号に必ず○をする。

※就学者とは, 次の①②に在学している者をいう。

①小, 中, 高, 高専, 大学(大学院, 専攻科, 別科を含む。放送大学については, 全科履修生, 特科生に限る。), 特別支援(盲・ろう・養護)学校  
②専修学校(高等課程, 専門課程)

二重線の枠内は「大学認定欄」のため, 記入しないこと。

○特別控除について

必要事項を記入のうえ, 証明書類を提出すること。

父又は母が死亡, 生別の場合は, この欄に記入する。死別・生別の時期も記入する。

障害者手帳の番号を記入する。

長期療養者とは, 診断書により, 申請時現在療養中であり, 6ヶ月以上の療養期間を要する者で, 最近1年間の医療費自己負担額が10万円以上の者をいう。

2023年4月からの1年間の療養費を領収書等により合計して, 1ヶ月あたりの療養費を記入する(様式6)。

学資負担者が単身赴任で別居のために特別に支出している住居費及び光熱水費の実費を, 2023年4月からの1年分を領収書等により合計。会社負担があるときは, その分を引いて, 1ヶ月あたりの費用を記入する(様式7)。

2023年4月以降に火災・風水害等により被害を受けたために, 支出が増大したり収入が減少して, 著しく経済的困窮におかれている場合にのみ適用。  
単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではない。